

返 戻 金 制 度 に つ い て

【返戻金制度に関する事項】

当社の紹介により就職した者が入社後一定期間内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料を求人者に返還する制度です。

返戻金額と対象期間

「会社間の個別職業紹介基本契約書」定める。

但し、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

以上